

# 建築工事監理業務実施基準

## 第 1 目的

この工事監理業務実施基準は、工事の共同監理者である受託者（以下「受託者」という。）が受託業務の範囲内において、工事の受注者（以下「受注者」という。）を監督指導して適性かつ円滑に監理業務を実施する基準を定めることを目的とする。

## 第 2 受託者の一般的業務

- 1 受託者は、工事請負契約書及び設計図書に基づき、本基準に従って監理業務に係る事務を適切に処理しなければならない。
- 2 受託者は、設計図書を技術的に検討し、設計内容を把握するとともに、設計図書の矛盾、脱漏又は不適切な納まり等で明らかな不具合を発見した場合、ただちに調査職員に報告し、その処置について協議しなければならない。
- 3 受託者は、受注者から提出された図書、工事の施工及び監理業務の実施に必要な図書、自ら又は他の技術者が受注者に提示した図書、その他これらに類する図書の写しの整備を適切に行い、山形県の定める監督（調査）職員（以下「監督職員」という。）から要求されたときはただちに提示できるようにしておかなければならない。
- 4 受託者は、工事に関して受注者若しくは第三者からの通知又は報告を受けたときは、文書により遅滞なく監督職員にその内容を伝えなければならない。

## 第 3 検討及び報告等

受託者は、受注者が作成した図書を遅滞なく検討し、その結果を文書により報告しなければならない。

## 第 4 立ち会い

- 1 受託者は、業務処理表に規定する事項について立ち会わなければならない。
- 2 前項の立ち会いをしたときは、遅滞なくその結果を文書により報告しなければならない。
- 3 受託者は、立ち会いをしようとする場合において、見本若しくは工事写真等の記録により工事施工の進行過程を確認することが困難なもの又は工事完成後では外部から明視することが困難なものがあるときは監督職員の立ち会いを求めなければならない。この場合、工事の施工が設計図書に適合しないおそれがあると認められるときは、文書により必要な協議をし、監督職員の指示又は承諾を受けなければならない。

## 第 5 工事の施工状況の確認

受託者は、工事材料が設計図書に定める品質、規格等に適合しているかどうか確認し、その結果を文書により報告しなければならない。この場合、確認の結果、不適合又はそのおそれがあると認められるときは文書により必要な協議をし、監督職員の指示を受けなければならない。

## 第 6 工事材料等の品質管理

- 1 受託者は、工事材料が設計図書に定める品質及び規格等に適合しているかどうか確認し、その結果を文書により報告しなければならない。

- 2 受託者は、原寸又は工場加工組立製作が設計図書に定める品質、規格、性能等に適合しているかどうかを確認し、その結果を文書により報告しなければならない。
- 3 受託者は、受注者による設計図書に定める品質管理及び品質管理試験実施状況を文書により報告しなければならない。

## 第7 工事の進行管理

受託者は常に工事の進捗状況を的確に把握し、毎月末に工事の進捗状況を文書により監督職員を経由して県に報告しなければならない。

この場合、工事の完成が遅滞するおそれがあるときは文書により必要な協議をしなければならない。

## 第8 工事検査等

- 1 受託者は、監督職員又は関係官公署が行う工事の検査等に受注者と共に立ち会わなければならない。この場合、監督職員又は関係官公署から工事に関する説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- 2 受託者は、工事の完成検査等が行われるのに先立ち、当該検査のための事前確認を行い、文書により報告しなければならない。

## 第9 設備機能検査等

受託者は、工事の施工結果が設計図書に定める機能、性能に適合しているかどうかの検査に立ち会い、その結果を文書により報告しなければならない。